

## Q インターネットを利用する選挙運動の解 禁

### 1 選挙運動とインターネットの利用

平成25年4月26日、法律第10号として、インターネットを利用する選挙運動を解禁する公職選挙法改正法が公布されました。この改正は、公布の日から起算して1月を経過した日（つまり5月26日）から施行されました（平25法10改正法附則1）。

インターネットを利用した選挙運動については、これまで多くの議論がされてきました。公職選挙法では、インターネットを利用した電子メールもホームページも、原則として、選挙運動用の文書図面の頒布や掲示に該当するものとして制限されていると解釈されてきました。つまり、電子メールの配信やホームページの開設・更新などは、選挙運動期間中は禁止されているということです。選挙運動以外の純粋な政治活動としてのホームページについては、観念的には選挙運動とは区別できるでしょうが、實際上その区別は困難であり、選挙運動期間中の開設や書換えが禁止を免れる行為と評価されるおそれもあり、現実にはこのような開設や書換えはできないとされてきました。

しかし、インターネットの急速な普及によって、電子メールやホームページ、さらにはブログやツイッターといった情報伝達手段が

拡大し、これらは一般的な通常の政治活動の手段としても認識かつ利用され、また、実際にもその機能は大きな意味を持つようになってきています。このような中で、選挙運動としてインターネット利用を認めるべきだとする意見は強くなってきていました。

実際には平成17年9月の総選挙直後あたりから特に議論が高まり、国政選挙ごとにその動きは強くなってきていました。解禁するメリットとしては、マルチメディアとしての有用性と速報性、費用があまりかからない、多様な情報を状況に応じて提供できる、直接的な情報発信ができる、時間的・場所的制約を受けない、といったことが挙げられ、デメリットとしては、デジタル・ディバイドの問題とインターネットの悪用の問題、第三者にも認めた場合の不正の発生可能性、迷惑メールの発生、費用増加の問題などが挙げられてきました。さらには、これらを選挙運動として認めるには、その範囲をどのように限ることができるか、また、どのように限れば妥当か、といった問題とこれに関連する技術的な問題をどうクリアするか、他方、誰もが利用でき、かつ匿名性が高いといったインターネット利用の状況下で、不正利用をどのように排除するか、排除できるか、といった課題にも対処しなければならないとされ、なかなか解禁に踏み切れない状態が続いていました。今回、ようやく課題は残りながらも、各政党の合意の上で改正が実現するに至りました。

## 2 解禁に至る経緯

インターネット利用の選挙運動の解禁を目指した法案で、国会に提出された最初のもは、平成10年6月の民主党の法案でしょう(第142回国会衆法第43号)。これはホームページの類による選挙運動は解禁するが、不特定多数者への電子メールによる選挙運動は認めな

いものでした。以後、法案は何件か提出されましたが、いずれも審議未了・廃案となりました。平成22年5月頃には、与野党の実務者が協議をして、さまざまな問題に対処するためのガイドラインを設定しつつ、法改正の内容は大筋で合意が得られたと伝えられましたが、これも国会情勢の中で、最終的な合意に至らず、法改正は実現しませんでした。

しかし、平成24年12月の総選挙では、インターネット利用が実際上多く見られ、公職選挙法の規制がなし崩しになってしまうおそれもあり、公職選挙法の規制が実態に合わなくなっているという認識が拡がりました。さらに、安倍首相も意欲的に改正を目指す意向を表明し、改正を実現する方向で各党が動き始めました。

このような中、平成25年1月召集の第183回国会には、民主党・みんなの党の法案（衆法第1号）と、自民党・公明党・日本維新の会の法案（衆法第3号）が提出されましたが、両案の主な違いは、前者の案がウェブサイトや電子メールを利用した選挙運動を誰もができるとするのに対し、後者の案は、電子メールによる選挙運動は候補者、政党等に限って認める点にありました。審議の過程では、さまざまな疑問点・問題点が提示されましたが、対立点は検討課題とすること、問題点については与野党間協議によってガイドラインを設けること、これらに基づいて法案の一部を修正することなどが合意され、自民・公明・維新の法案が4月12日に衆議院で修正議決され、参議院ではこの送付案を4月19日に可決し、成立に至りました。

### 3 改正の概要

この公職選挙法改正の概要は次のようになっています。

第1 ウェブサイト等や電子メールを利用する方法による選挙運動

を解禁する。ただし、電子メールについては、送信主体を候補者、政党等に限定するとともに、電子メールの送信先に一定のルールを課す。

第2 選挙運動のための有料インターネット広告を禁止するほか、その脱法行為も禁止する。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット広告をすることができる。

第3 インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁及び屋内の演説会場内における映写の解禁を行う。

第4 発信者に、電子メールアドレス等の表示を義務付けるなど誹謗中傷、成り済まし対策を講ずる。

第5 この法律は、公布の日から起算して1カ月を経過した日から施行する。

また、附則に検討事項を定める。

#### 4 検討課題

今後の中心的な検討課題としては、附則に規定された検討条項があります。その内容は、次のようになっています。

- ① 候補者、政党等以外の者による選挙運動用電子メールについては、次回の国政選挙後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙における解禁について適切な措置が講ぜられるものとする。
- ② 候補者が、選挙運動期間中、当該候補者の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告を掲載させることについて、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

つまり、①については次々回の国政選挙から実現できるようにする、②についても速やかに実現を図る、と解されます。

このほか、衆・参の特別委員会では採決後に附帯決議が付されました。その内容は多岐にわたりますが、今後の課題の項目として見ると、セキュリティ対策、候補者の名誉侵害についての迅速かつ適切な回復措置、悪質な誹謗中傷やなりすましへの対処、選挙運動の規制についての周知啓発措置、インターネットを利用した投票方法の導入についての検討、海外からのインターネットを利用した阻害行為への対策などが掲げられています。また、インターネット利用の選挙運動の解禁に伴い、これまでの運動規制の内容やあり方についても、再検討が求められることも言及されているところです。

## Q 選挙権、被選挙権を有しない者は

### 1 選挙権、被選挙権を有しない者

次の者には、選挙権及び被選挙権はありません(公選11 I・11の2)。  
これは一般に公民権の停止といわれています。

- ① 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ② 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除きます。)
- ③ 公職にある間に犯した収賄罪又はあっせん利得罪により刑に処せられた者のうち一定のもの
- ④ 選挙犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- ⑤ 政治資金規正法違反により刑に処せられた者のうち一定のもの(政資28)

なお、従来、成年被後見人(民7・8)について選挙権及び被選挙権が認められていませんでしたが、平成25年の改正で認められました(平成25年法律第21号)。

### 2 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役及び禁錮の刑を指します(刑9・10 I)。「刑に処せられその執行を終わるまでの者」(公選11 I②)と

は、刑の言渡しを受け、その裁判が確定したときから刑の執行が終わるまでの間の者をいいます。刑の執行中の者のほか、仮釈放中の者（まだ所定の刑期が終了していない者。刑28）が、本号に該当します。

### 3 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除きます。）

禁錮以上の刑に処せられながら、その執行を受けず、又は刑期終了前にその執行を免除されることがあります（公選11 I③）。この場合、刑の執行を受けることがなくなるまでの間は公民権が停止されますが、刑の執行を受けることがなくなった後は公民権を回復します。

本号により公民権が停止されるのは、次の場合です。

- ① 刑（死刑を除く。）の言渡しを受けた者が刑の時効により刑の執行の免除を受けるまでの間（刑31・32）
- ② 大赦又は特赦により刑の言渡しが効力を失うまでの間（恩赦3①・5）
- ③ 刑の執行を免除されるまでの間（恩赦8）

### 4 公職にある間に犯した収賄罪又はあっせん利得罪により刑に処せられた者のうち一定のもの

公職にある間に犯した収賄罪（刑197～197の4）又はあっせん利得罪（公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律 1）により刑に処せられた者で次に該当するものは、公民権が停止されま

- ① その執行を終わった者で、その執行を終わった日から5年（被

選挙権については10年)を経過していないもの

- ② その執行の免除を受けた者で、その執行の免除を受けた日から5年(被選挙権については10年)を経過しないもの
- ③ その刑の執行猶予中の者

選挙犯罪以外の一般犯罪による公民権停止については、原則として公職選挙法11条1項2号及び3号によりますが、同項4号は収賄罪及びあっせん利得罪についてこれらの例外を定めたものです。本号は、平成4年に追加され、平成6年、平成11年及び平成12年に改正されました。

まず、平成4年の改正で、収賄罪については、執行猶予期間中も公民権が停止されることになりました(上記③。平成4年法律第98号)。公職にある者は、選挙民の信を受けてその地位に就いたのですが、そのような地位にある者が収賄罪で有罪判決を受けた場合は、たとえ執行猶予の言渡しを受けたとしても、その公職に対する選挙民の信頼関係を大きく阻害したというのが公民権停止の理由です。

次に、平成6年に、①と②が追加されました(平成6年法律第2号)。その理由は、平成4年改正とほぼ同様で、政治腐敗防止策の一環として規定されたものです。

また、平成11年に、政治に対する国民の信頼を高めるという理由で、①と②に関し、被選挙権の停止期間を5年間延長する改正が行われました(平成11年法律第122号)(公選11の2)。

さらに、平成12年にあっせん利得罪が創設されましたが、これについても収賄罪と同じ取扱いをすることにしました(公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律附則Ⅱによる改正)。



## 5 選挙犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

選挙犯罪以外の一般犯罪については、執行猶予中の者（公選11 I ⑤）は公民権を停止されないのが原則ですが（公選11 I ③）、法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪については、執行猶予期間中も公民権が停止されます。

法律で定めるところにより行われる選挙には次のものがあります。

- ① 公職選挙法の規定により行われる国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
- ② 農業委員会等に関する法律の規定により行われる農業委員会委員の選挙
- ③ 漁業法の規定により行われる海区漁業調整委員会委員の選挙
- ④ 土地改良法の規定により行われる土地改良区の役員、総代の選挙
- ⑤ 水害予防組合法の規定により行われる組合会議員の選挙

法律で定めるところにより行われる投票には、次のものがあります。

- ① 憲法改正のための国民投票
- ② 地方自治特別法制定のための投票
- ③ 地方自治法に規定する解散、解職等の投票

国民審査とは、最高裁判所裁判官国民審査法の規定により行われる国民審査のことです。

なお、公職選挙法の定める選挙に関する犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、252条の定めるところによります

(公選11 Ⅱ)。したがって、この選挙犯罪については、公職選挙法11条より先に252条が適用されることになり、その結果、罰金刑でも公民権が停止されることになります(公選252)。

また、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律16条2項又は3項の罪を犯し罰金又は禁錮の刑に処せられた者についても、公職選挙法252条1項及び2項と同様の公民権停止が定められています(電磁投票17 Ⅰ・Ⅱ)。

## 6 市町村長の通知

市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において在外選挙人名簿の登録がされている者について、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を現住所地の市町村の選挙管理委員会に通知しなければなりません(公選11 Ⅲ、政資28 Ⅳ、電磁投票17 Ⅳ)。